

救護施設等のあり方に関する 有識者会議報告書

大阪市
令和8年3月

はじめに

生活保護制度において、生活扶助は居宅において行うこと(居宅保護)が基本とされていますが、これによっては保護の目的を達しがたいときや、被保護者が希望したときは、施設において行うこと(施設保護)ができると定められています(生活保護法第30条第1項)。救護施設は、この施設保護を行うための施設のひとつであり、「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」(同法第38条第2項)とされています。

大阪市では、戦後間もない昭和24年4月に旧生活保護法に基づき開設された「保養所[※]」や、その後、昭和27年5月に開設された「自彊寮」「平和寮」などの保護施設にはじまり、令和7年4月現在、13の救護施設を所管しています。

本市においては、西成区に全国最大規模の日雇労働市場を有する「あいりん地域」を抱えていることから、この地域で生活する日雇労働者や野宿者が保護を必要とする場合の受け皿として、平成の半ば頃まで救護施設の整備を進めてきました。しかし、近年は、「あいりん地域」における日雇労働者・野宿者の減少や、住まいのない生活困窮者に対する居宅保護の浸透等により、現状、市所管救護施設の利用者は減少傾向にあります。

また、市所管救護施設の半数以上は築年数が20年を超えており、施設の建物や設備について、老朽化等の課題が顕在化しています。

加えて、いくつかの市所管救護施設は、市有財産(土地・建物)を賃貸借して運営されていますが、契約期間の満了が数年後に迫っていることから、今後の契約の継続等について本市の方針を定める必要があります。

このような状況を踏まえ、今後10年程度を見据えた市所管救護施設のあり方やその活用方針について検討するために、令和6年3月、本市において、救護施設やホームレス支援に関する有識者から意見を聴取することを目的として、「救護施設等のあり方に関する有識者会議」を設置しました。

本報告書は、有識者会議において、社会福祉・ホームレス支援等の分野で先駆的な実践・調査を積み重ねてきた学識経験者と、救護施設の運営に携わっている実務者から聴取した専門的知見と、令和7年度に実施した実態調査の結果を総合し、今後の市所管救護施設が果たすべき役割やその方向性について提言するものです。

大阪市の福祉施策の充実と地域社会の共生に寄与する一助となることを願い、ここにまとめます。

※「保養所」は、大阪市立弘済院「旧救護第2ホーム」の前身にあたり、その後、社会情勢の変化に伴い、平成13年に廃止されました。